

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の概要

令和5年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

(1) 自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し（令和6年1月1日施行分）に伴い、軽減対象車の細目を定める。

(2) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる機械装置等の細目（※）等を定める。

※ 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること 等

(3) バス事業者が取得したEVバスの充電設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地及び償却資産等の細目（※）を定める。

※ 対象となる償却資産について、EVバスに充電するための充電設備及び変電設備とする 等

3 施行期日

原則として令和5年4月1日